

三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金のご案内

新たな挑戦をする事業者様へ

募集期間

令和3年3月8日（月）から

令和3年4月8日（木）まで ※消印有効

※詳しくは、募集案内をご覧ください。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等が、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って、生産性向上や業態転換の意欲的な経営向上に取り組むことを支援します。

※先着順ではありません。審査のうえ補助事業者を決定します。

2. 補助内容

《対象者》 三重県内に主たる事務所又は事業所を有し、以下の表に該当する中小企業等 ※要件を満たすNPO法人、企業組合、事業協同組合等も対象となります

業種	以下のいずれかを満たす会社又は個人	
	資本金	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

《補助率》 補助対象経費の1/2以内

《補助限度額》 50万円（下限）～200万円（上限）

《事業対象期間》 交付決定日から令和3年11月30日（火）まで

3. 対象となる経費

生産性向上や業態転換の事業取組に要する次の経費

- ①広報費 ②展示会等出展費 ③開発費 ④借料 ⑤機械装置等費（一式10万円（税抜）以上のものに限る）
⑥外注費 ⑦その他知事が特に必要と認めた経費（人件費・旅費・消耗品などは対象外です。）

事業の例

- リモートワーク環境整備や生産ラインの遠隔管理システム導入などのDXの導入
- 時間当たりの製造量を増強するための生産性の高い加工機器の導入
- 食品製造・販売事業者が製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始
- 顧客層の拡大を図るためのネット通販サイトの改良
- 企業向けから個人向け販売に事業の中心を切り替えるための事業再構築費用
- サプライチェーン強靱化のため製造工程を一部外注から内製に切り替えるための機械装置等購入 など

4. 応募に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 経営向上計画書（第1号様式の2）
- (3) 支出計画書（第1号様式の3）
- (4) 役員等に関する事項（第1号様式の4）
- (5) 直近1期分の財務諸表の写し
（法人の場合は貸借対照表、損益計算書）
（個人で青色申告の場合は、確定申告書（第一表・第二表）、貸借対照表、損益計算書）
（個人で白色申告の場合は、確定申告書（第一表・第二表）、収支内訳書）
- (6) 法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し
個人の場合は、住民票抄本の写し
（交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの）
- (7) 全ての県税（自動車税を含む。）について滞納のないことの証明書
（交付申請日から6ヶ月前以内に県税事務所発行のもの）

※ 申請書類については、以下URLの三重県ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000177.htm>

※ 様式の送付を希望する場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

5. 事業の採択

※当事業の予算額は、3億円です。（200万円/件×150件）

提出いただいた書類をもとに、以下の審査項目に基づき、審査を行います。

- (1) 必要性：新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に対応した生産性向上・業態転換の取組であるか。
- (2) 目的性：コロナ禍の現状のみならず、「アフター・コロナ」を見据えたビジョンをもって意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。
- (3) 実現可能性：事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
- (4) 有効性：事業計画は、期待される効果が得られるものになっているか。
- (5) 合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

（注）令和2年度に三重県が実施の「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（三重県版経営向上計画連携型）」及び「三重県地域企業再起支援事業費補助金」の採択事業者や「三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金」の申請（採択）事業者についても本補助金を申請できますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を幅広く支援するため、それ以外の事業者に対して加点措置します。

6. 採択事業実施にあたっての注意事項

- 採択された場合、補助金申請時に作成した経営向上計画書（第1号様式の2）に基づいて「三重県版経営向上計画（ステップ2またはステップ3）」を策定し、令和3年度末を目途に認定を受けていただきます。
- 不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。

● 申請書提出先・お問合せ先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金 係

※ GビズID（国の認証システム）のプライムアカウントを取得済みの事業者は、郵送に代え、jグランツ（国（経済産業省）の補助金申請システム）からの申請が可能です。

電話：059-224-3005 / FAX 059-224-2078

※ 電話等の対応は、土・日・祝日を除く平日9時から17時までとなります。

※ 補助金申請書類は、郵送により提出してください。